商業上の機密情報に該当し開示しないことができる場合

2025 年 5 月 30 日公表

目　的

1.　本文書は、「商業上の機密情報」の定めを適用して、サステナビリティ関連の機会に関する情報を開示しないことができるかどうかを判断するにあたり参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
商業上の機密情報

何が容認されているのか

2.　SSBJ 基準は、サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密であると企業が判断したときには、一定の要件をすべて満たす場合に限り、当該情報が SSBJ 基準で要求する情報であり、また、当該情報に重要性があったとしても、当該情報を開示しないことを容認しています。

> 次のすべての要件を満たす場合、かつ、その場合に限り、サステナビリティ関連の機会に関する情報が、商業上の機密であると企業が判断したときには、当該情報がサステナビリティ開示基準で要求する情報であり、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができる。（適用基準第 13 項）
> (1)　当該情報が、一般に利用可能となっていない。
> (2)　当該情報を開示することにより、機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得る。
> (3)　機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示に関する定めの目的を満たすことができるように（例えば、集約して）当該情報を開示することができないと企業が判断している。

なぜ開示しないことが認められているのか

3.　SSBJ 基準は、サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示しなければならないとしています（適用基準第 34 項）。

4.　しかし、そのうち機会に関する情報は、当該情報が競合他社に知られていないがゆえに競争上の優位性を確立できる可能性があります。また、機会に関する情報は、当初は一般に利用可能でない場合でも、いずれ一般に利用可能となる可能性がある一方で、リスクに関する情報が一般に利用可能となる場合は機会に比べ限られると考えられます（適用基準 BC40 項）。

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

5. そのため、SSBJ 基準は、サステナビリティ関連の機会に関する情報に限定して、適用基準第 13 項の取扱いを定めています。

具体例

6. 例えば、限られた資源でスマートフォンを製造する企業である A 社の場合を考えます。A 社は、太陽光で充電できるスマートフォンを開発する機会を追求することを決定しています。A 社は、この機会が実現すれば、太陽光充電のスマートフォンを製造する技術を有する唯一の企業となるため、経済的便益を実現できると考えています。しかし、資源の制約により、A 社による当該スマートフォンの製造にはある程度の時間を要します。

7. このような場合において、A 社は次のように検討を行うことがあります。

   (1) A 社は、上記の活動を機密とするために多大な努力を払っており、当該機会に関する情報を公表していない（適用基準第 13 項(1)の要件）。

   (2) もし情報が公表された場合、より多くの資源を有する競合他社が同様の技術を開発し、最終的に類似の製品を先に市場に投入して、A 社の競争優位性を喪失又は低下させる可能性があり、当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得ると A 社は考えている（適用基準第 13 項(2)の要件）。

   (3) また、A 社は、仮に他の項目と集約して開示したとしても、当該機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、開示に関する定めの目的を満たすことができるように、当該機会に関する具体的な情報を開示することはできないと判断している（適用基準第 13 項(3)の要件）。

   (4) A 社は、上記の機会に関する情報が商業上の機密であると判断し、関連する情報を開示しないと決定する。

留意事項

8. 適用基準第 13 項の定めを適用するにあたり、次の点に留意する必要があります。

   (1) 開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、各報告期間の末日において、適用基準第 13 項の要件がすべて満たされているかどうかを再評価することが求められる（適用基準第 15 項）。

   (2) 当該定めは、サステナビリティ関連の機会に関してのみ容認されるものであり、サステナビリティ関連のリスクに関して用いることは認められない（適用基準第 16 項及び適用基準 BC40 項）。

   (3) 当該定めを、幅広くサステナビリティ関連財務情報を開示しない根拠として用いることは認められない（適用基準第 16 項）。

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

開示しないこととした情報項目に関する開示

9. 各情報項目について、適用基準第 13 項の定めに従い開示しないこととした場合は、その旨を開示することが求められています（適用基準第 14 項）。これは、何が省略されたのかに関する情報の開示を企業に要求せずに、特定の情報が商業上の機密性を理由に省略されている旨を主要な利用者に伝えることにより、免除の効果を低減させないという IFRS S1 号 BC81 項(a)の趣旨を SSBJ 基準に取り入れたものと考えられます。

10. ただし、当該情報項目について、開示しないこととした理由を開示することは求められていません（適用基準 BC42 項）。これは、商業上の機密情報を開示することなく、その理由についての有用な開示は提供できないと考えられるためです。

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以　上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。